

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2015

月刊

中小企業レポート

8

No.465

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

マイナンバー（社会保障・税番号）制度における

中小企業の対応について



教育資金贈与預金 教育預金サポート

けんしんの「教育預金サポート」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品となります。平成31年3月末までにお孫さま等へ教育資金最大1,500万円までを一括贈与される場合の贈与税が非課税となります。

ご預金の種類	普通預金または決済用普通預金のいずれかをご選択いただけます。 ※「手のひら口座」は、ご利用いただけません。
ご利用いただける方	直系尊属との間で書面により 贈与契約を締結している30歳未満の個人
ご利用店舗・口座数	お孫さま等受贈者お一人様につき、 1金融機関かつ1店舗・1口座とさせていただきます。
お預け入れ限度額	1,500万円以内
お引出し方法	領収書払いまたは振込払いと させていただきます。
お申し込み期限	平成31年3月29日(金)まで



お子様向けに
新登場

夢キッズ通帳

とってもかわいい
「シルバニアファミリー」のデザインです!

普通預金通帳

定期預金通帳

自動積立「夢計画」





☺ 中も楽しいよ!

©EPOCH Sylvanian Families

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2015

8

No.465

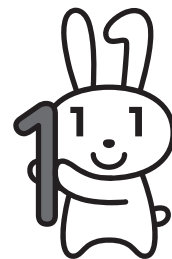
-
- 2 **特集**
マイナンバー（社会保障・税番号）制度
における中小企業の対応について
-
- 6 **信州の街道物語**
北国街道 牟礼宿
-
- 8 **好機逸すべからず**
夏目光学株式会社（飯田市）
有限会社大西製粉（小諸市）
-



《十王坂から牟礼宿宿場通りを望む》

宿場通りは全長600mに及び東西の出入り口には宿場町特有の桁形（道が直角に折れ曲がる）がある（飯綱町役場前「飯綱町教育委員会」による「北国街道牟礼宿」看板より）。

マイナンバー(社会保障・税番号)制度 における中小企業の対応について



平成27年10月からのマイナンバーの通知、平成28年1月からのマイナンバー利用開始まで、期間が迫ってきました。マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の3分野での利用から制度がスタートしますが、従業員を雇用している民間事業者の皆様も税や社会保障の手続などで対応が必要になります。

ここでは、民間事業者の皆様に必要な対応について、基礎的な内容を紹介します。

☆覚えておきたい4つのこと☆

1つ目 住所確認!!

現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、通知カードを確実に受け取ることができない可能性があります。

原則として、マイナンバーは住民票に記載された世帯ごとにお送りします。



2つ目 マイナンバーは10月以降簡易書留で届きます

→簡易書留の中身を確認しましょう!

- 以下の3つ、入っていますか?
大切な書類です。まがって捨てないでね!
- マイナンバーの「通知カード」
 - 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
 - マイナンバーについての説明書類



3つ目 申請しよう! 個人番号カード

申請方法①

申請書 + 顔写真

- ①個人番号カードの申請書に、
- ②署名又は記名押印をし、
- ③顔写真を貼付の上、返信用封筒に入れ、郵便ポストへ!

申請方法②

郵送も面倒…
そんな方は!!
スマートフォンで顔写真を撮影
→オンライン申請も可能!

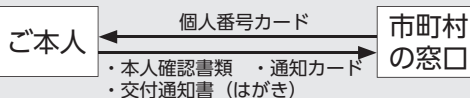
4つ目 個人番号カード受取

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。

受取の際、①大切に保管していた「通知カード」
②申請後に届く「交付通知書(はがき)」
③運転免許証などの「本人確認書類」
をお持ちください。

※住基カードをお持ちの方は、返却が必要です。

無料
です!



平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に
12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

平成28年1月から、マイナンバーは
社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

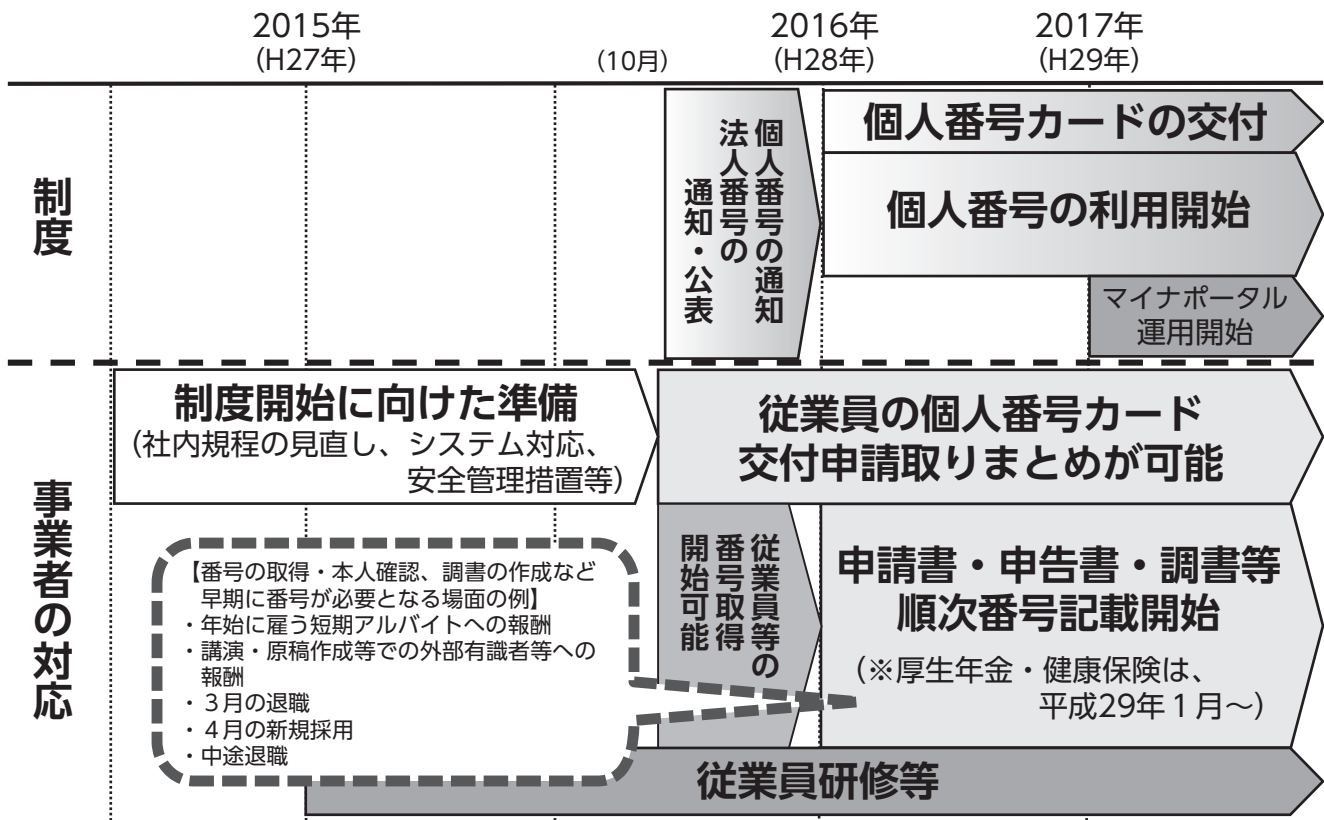
マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバーのホームページ： <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

公式twitter： https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーのコールセンター：0570 - 20 - 0178 (マイナンバー)

民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です



■民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です

今年10月からの個人番号及び法人番号の通知、来年（平成28年）1月からの利用開始、個人番号カードの交付に向けたロードマップの例です。

今年10月からの番号通知以降は、従業員の番号取得が可能です。

また、従業員の個人番号カード交付申請をとりまとめていただくことも可能であり、全従業員との関係で具体的な事務が発生します。

来年1月以降、マイナンバーの利用が始まり、年始に雇用する短期アルバイトの報酬に始まり、講演等での外部有識者等への報酬、3月の退職、4月の新規採用、中途退職などで、番号の取得・本人確認や調書の作成などの具体的な税・社会保険の事務手続も順次始まります。

この後の説明も参考にさせていただき、制度開始に向けた準備を進めてください。

マイナンバー（個人番号）の適正な取り扱いのために

■ルールの策定

組合・中小企業は、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の取扱いに関する基本方針及び取扱規程等を策定した上で、安全管理措置を講じる必要があります。

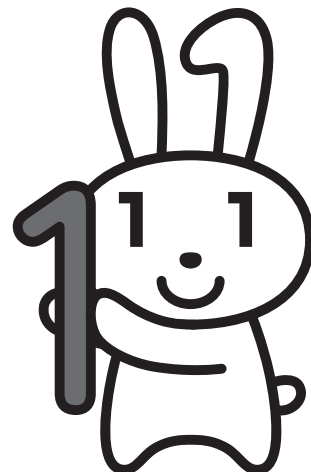
【取扱規程】

- ・個人番号を取得する段階
- ・個人番号を利用する段階
- ・個人番号を保存する段階
- ・個人番号を提供する段階
- ・個人番号を削除・廃棄する段階

それぞれの段階での責任者・事務取扱い担当者、取扱い方法等を定めます。

【マイナンバー（個人番号）利用時の留意点】

- ・利用目的は複数のものを通知・公表することが可能
- ・利用目的を超えた利用や、利用目的を後から追加することは不可
- ・当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更することは可能



■4つの安全管理措置

安全管理措置	具体的な検討事項
組織的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者、事務取扱い担当者の明確化 ・責任者、事務取扱い担当者の責任・役割の明確化 ・報告体制の整備 ・取扱い状況の確認方法
人的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度の概要、マイナンバー（個人番号）の適切な取り扱いに関する研修の実施 ・特定個人情報等についての秘密保持事項を就業規則に盛り込み、周知する
物理的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等を取扱う区域の設定 ・機器類等の盗難対策 ・機器類等を持ち出す際の取決め
技術的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・情報機器類へのアクセス権限 ・外部からの不正アクセス対応 ・情報漏えい等の防止対策

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

■マイナンバーの取得に当たって、利用目的をきちんと明示してください。

マイナンバーは、法律で限定的に明記された場合以外で、提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。本人の同意があったとしても、法律で認められる場合以外でマイナンバーの提供や利用はできません。

マイナンバーを従業員から取得する際、法律で認められた利用目的を特定し、通知又は公表することが必要です。

源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的でマイナンバーを利用する場合、まとめて目的を示しても構いませんが、後から利用目的を追加することはできません。改めて利用目的を通知・公表してください。

■なりすまし防止のため、本人確認は厳格に行ってください。

番号のみでの本人確認では、なりすましのおそれもあることから、日本の制度では、番号のみでの本人確認は認められません。必ず、番号が正しいことの確認に加え、番号の正しい持ち主であることを確認する身元確認が必要です。

また、代理人による手続の場合、①法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状による「代理権の確認」、②「代理人の身元確認」、③「本人の番号確認」を行う必要があります。

従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、 民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。

■扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要な場合があります。

従業員の扶養親族のマイナンバーの取得の際の本人確認について、どういった対応が必要か、わからないという意見があります。

税の扶養控除等申告書の提出については、事業者への提出義務者はあくまで従業員であり、扶養親族のマイナンバーの本人確認も従業員が行うため、民間事業者が扶養親族の本人確認を行う必要はありません。

これに対し、国民年金の第3号被保険者の届出については、事業者への提出義務者は扶養親族であることから、扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要です。このとき、本人確認として2つのパターンが考えられます。

(ア) 従業員が扶養親族の代理人になるパターン

この場合、扶養親族→(個人番号)→従業員(扶養親族の代理人)と番号が渡る際には本人確認は必要ありません。

次に、従業員(扶養親族の代理人)→(個人番号)→会社と番号が渡る際に、会社は従業員(扶養親族の代理人)に対して本人確認を行います(代理権確認+代理人身元確認+本人番号確認)

(イ) 従業員が会社の代理人になるパターン

この場合、扶養親族→(個人番号)→従業員(会社の代理人)と番号が渡る際に、従業員(会社の代理人)が扶養親族に対して本人確認を行います(本人番号確認+本人身元確認)

次に、従業員(会社の代理人)→(個人番号)→会社と番号が渡る際には本人確認は必要ありません。

もっと詳しく知りたい方は

内閣官房のホームページは『マイナンバー』で
『政府広報』のホームページにも動画など多様な広報物があります

検索

マイナンバーのコールセンター

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

マイナンバー公式twitter
https://twitter.com/MyNumber_PR

平日 9:30～17:30 (土日祝・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

北
国
街
道
牟
礼
宿



ほっこくかいどう 北国街道は江戸幕府によって整備された脇街道で、ほっこくわきおうかん 北国脇往還、ぜんこうじかいどう 善光寺街道などとも呼ばれる。

追分で中山道と分かれ、善光寺を経て直江津で北陸道に合流する。善光寺への参拝のために整備され、佐渡の金を江戸に運ぶ道として五街道に次ぐ重要な役割を果たした。軽井沢町から上越市までの区間は現在の国道18号にほぼ相当する。(出典 wikipedia)



牟礼宿十王坂



飯綱町教育委員会
いづな歴史ふれあい館
学芸員 小山 丈夫氏

北国街道牟礼宿（飯綱町）は、加賀藩主が参勤交代で泊まることが多い宿場だったといわれます。今年2015年の前半、全国で一番注目された街は北陸新幹線が延伸した金沢でしょう。江戸時代、加賀金沢は大名のなかで最大の102万石を領した加賀藩前田家の城下町として、日本海側最大の都市（全国でも江戸・京・大坂に次ぐ第4の人口）であり、太平洋側最大の江戸と繋がる北国街道は「加賀街道」の別名で呼ばれました。北陸新幹線は加賀街道の再来といえるのかもしれませんが。

ある年。加賀藩十一代藩主前田治脩が参勤道中で牟礼宿本陣に泊まったとき、「どうしても用意した馬を見てほしい」という本陣主人の懇願をいれて数頭の馬を検分しました。すでに夜。主人は馬の毛並の良さを売り込みますが、殿様の馬係はロウソクで検査し「いずれも並みです」と報告してしまいました。主人が期待した「加賀侯お買い

上げの名馬」誕生のアテは外れてしまいました。もし、これが買い上げだったら、牟礼は名馬の産地として一躍有名になったことでしょう。「加賀ブランド」に大きな期待が寄せられたことがうかがえる逸話です。

また牟礼宿は江戸 - 金沢間六十里（約480km）の中間として知られ、町はずれに「道中堺」の道標が建っていました。加賀藩の大名行列がここに到着すると、江戸と国元へ旅の無事を知らせる飛脚を発したという伝説があります。

今年4月、「道中堺」道標のかたわらに加賀藩十二代前田斉広の正室鷹司隆子（真龍院）が「道中堺」を詠んだ歌碑が建立されました。飯綱町の住民グループと金沢の観光ボランティアの皆さんが中心になり、募金を呼び掛けて実現した企画でした。より近くなった信州と金沢で、歴史にちなんだ新たな交流が生まれています。



道中堺の道標（飯綱町小玉地籍）



真龍院歌碑の除幕に駆け付けた金沢の皆さん

ロコモティブシンドロームと、サルコペニアの関係

とうせい歯科医院 院長 池上 正資
<http://www.thousei.com/>



最近、高齢者におけるロコモティブシンドローム（通称：ロコモ）の原因が、サルコペニア（通称：サルコ）や骨粗鬆症が関与しているといわれています。サルコペニアとは、サルコ（筋肉）とペニア（減少）の合成語で、高齢者における食の量的減少や栄養状態の低下や、運動量の減少から筋肉量の減少を招き、ロコモティブシンドローム（運動器の障害による移動機能の低下症候群）の入口といわれています。

鶴見大学歯学部、探索歯学講座教授：花田信弘先生は、「超高齢社会を迎えた我が国が持続可能な発展を遂げていくためには、虚弱高齢者（フレイル期の高齢者）を生み出さない社会的な仕組みを確立することが必要です。フレイル（噛めない）期に陥る前にロコモティブ症候群（ロコモ）の発症がみられます。またロコモ発症の前には加齢による筋肉の減少がみられ、これをサルコペニア（サルコ）といいます。現在は、サルコからロコモ期への移行を防ぐ運動対策に焦点が当てられています。サルコとロコモの高齢者の増加は口腔のフレイル状態を長期にわたって放置するために、食事内容に生じた異変が原因です。大勢の虚弱高齢者を生み出さないために食と歯科医療が果たすべき重要な役割があります。」と、述べられています。

高齢者の方々の日常生活の中では、食生活や生活習慣が変化することから栄養状態や運動・行動機能が低下することで、骨粗鬆症やサルコに至りやすく、ロコモに罹りやすいといわれている理由です。ロコモの進行は、歩行や日常の運動機能が低下して介護が必要となるリスクを高めます。

ロコモを予防するためには、若いうち（40代）から骨や筋肉の維持強化のために、蛋白質やカルシウム、ビタミン類などのバランスを考えた

日頃からの摂取や、足腰への負荷の掛かる運動の持続強化を図ることが重要といわれています。

歯科的には口腔機能の低下（欠損部位〔歯の抜けたところ〕の放置による咀嚼障害「物が満足に噛めない」や、入れ歯などの補綴物の不適合からの咀嚼障害）などで、食事が満足にできないことや、咀嚼障害からの栄養状態の悪化により低栄養化が懸念されます。このことから、口腔機能の向上と機能維持が、とても大切である。と、ということが最近重要視されてきているのです。

食の楽しみは、生活の中の楽しみであり、QOL（生活の質）の向上や維持に欠かすことのできない要素です。そのためには、お口の健康にも意識を向けていただき、美味しく楽しく何でも食べられるお口を持ち続けることが、最重要課題ではないでしょうか？定期的な歯科検診と、早期発見！早期治療！を実施することで、サルコを予防し、ロコモに至らないように気をつけ元気に頑張りましょう。



好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.45

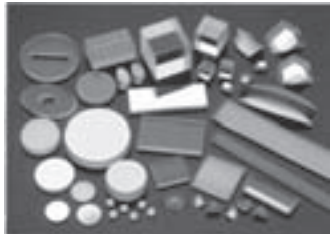
夏目光学株式会社（飯田市）

他社ができないレンズをつくれ！
「世界品質」で時代の最先端を支える。

世の中に必要とされるレンズ屋になれ

「当社の市場価値は、他がやらない、できないレンズを手がけることに尽きます」

光通信、半導体をはじめ、医療、自動車、航空・宇宙関連など、先端産業で使われる高精度・高付加価値の光学レンズの設計・開発、製造、販売を手がける、夏目光学。



光学レンズの概念を超えた「Mf Lens」

球状のボールレンズ、円筒形のロッドレンズ、台形・菱形のプリズム、円錐形のコーンレンズなど、同社の「Mf Lens」の多様さには驚くばかり。そのほとんどがモノを見るためではなく、光を集めたり拡散、屈折、分光するなどの目的で使われるレンズ（光学素子）です。

光ファイバーへの集光などに利用されるボールレンズでは、直径1.5～2ミリの製品を月産数百万オーダーで製造。伝送された光を信号に置き換える通信機器に組み込まれ、世界の半数以上の人々にインターネットを通してさまざまな情報を届けています。

冒頭、本田英則執行役員管理本部長が話すように、他社がつかれない製品にチャレンジし、それを技術力の蓄積へとつなげてきた同社。「世の中に必要とされるレンズ屋になれ」一創業者の言葉が今も脈々と受け継がれています。

「難しい開発に頭を悩ませることが技術を伸ばす原動力。今、光通信用のボールレンズで世界トップの品質と量を生産・供給する目標を掲げ、それが達成できつつあります。また短い波長対応の結晶加工技術を高めることで、半導体の高集積化と高精度化にさらなる光の技術発展に貢献していると自負し、世界の競合社と勝負しています」

顧客の高度な要求をカタチにするために

同社は戦後、メッキ事業で創業し、レンズ加工へと業態転換。昭和30年代後半には自動研磨機を自社開発して大量生産に成功し、双眼鏡接眼レンズで国内75%のシェアを獲得します。



自社開発のレンズ研磨機

しかし昭和40年代に入り、取引先倒産のあおりを受けて企業存続の危機に直面。その苦い経験を教訓に、特定の業種にとらわれず、大量生産をせず、様々な形のレンズを様々な分野に販売するという営業スタンスに転換。CDの読み取り装置に使われるレンズで電機・電子業界とのつながりを深め、さらにさまざまな業界との取引を広げてきました。

テーマは、顧客の高度な要求をいかにカタチにするか。一つの面にさまざまな曲面がある「自由曲面」を研削・研磨によって実現する技術など、平均年齢36歳という若さを活かし、困難な研究にも積極的にチャレンジ。同時に、ものづくり補助金により5軸NC加工機と最新CAD/CAMを導入するなど、ものづくりの“武器”にも磨きをかけ、より複雑かつ高精度な製品づくりで「世界品質」を実現しています。

人材教育にも力を入れ、OJTによる技術教育はもとより、社員一人ひとりが仕事への向き合い方



5軸NC加工機の導入で高度なランプカバー、ミラーの加工を実現

やマネジメントを学ぶ「階層別教育」を実施。キャリア形成を視野に入れたジョブローテーションを行いながら、全社的な人材のレベルアップを目指しています。



夏目光学株式会社

代表者 代表取締役社長 夏目佳春
創業 1947（昭和22）年4月
資本金 6,000万円
本社 飯田市鼎上茶屋3461



TEL0265-22-2435 FAX0265-24-6808

事業内容 エムエフ・レンズの製造および販売（光学硝子、各種結晶体の研磨加工）

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.46

有限会社大西製粉（小諸市）

全国のそば打ち愛好家、こだわりそば店に届けたい。
創業120年の老舗が展開するネット戦略。

経営の3つの柱

大西製粉は1892（明治25）年、小諸市本町に穀物商として創業。1914年に小諸市相生町に移転し、水車で挽く製粉工場を始めたのが製粉工場の始まりです。そば、小麦、大豆、米など製粉商材を増やし販路を広げ、製粉会社として発展を続けてきました。

そして96年、現在地での新社屋建設にともない石臼挽き製粉ラインを設置し、そば専門製粉工場にシフト。2000年頃から自社ホームページを立ち上げ、インターネットを活用したビジネス展開に力を入れています。

大西社長は同社5代目。県内食品商社で営業を経験した後、11年に社長に就任しました。「自分で流通を組み立てたい」という思いから、次の3つを経営の柱にしています。

- (1) 地元農家と手を携え、きちんとした原料を確保
- (2) 製粉業としての技術力の強化
- (3) 消費者とコミュニケーションを取りながら直販を推進

小諸、浅間山麓、立科など、東信エリアに広がる同社の契約農家のそば畑は約40ヘクタール。現在は他産地も扱っていますが、長野県産に共感する顧客を徐々に増やし、ゆくゆくは100%にしたいと考えています。大西社長は「そのためにも地域の農業振興は欠かせないし、ものづくりの高付加価値化、高品質化も外せない」と強調します。

戦略はインターネットによる直取引

大西社長が卸販売から、そば店と一般消費者への販売主体にシフトしたのも「自分でものをつくって直接、消費者に届けたい」という強い思いから。その最も有効な販売戦略がインターネットによる直取引でした。

「ネットを通じて今、そば粉が一般のそば打ち愛好家にどんどん売られています。そこで、そば粉の販売をそば店から一般消費者に切り換えているんです」と大西社長。



商品の購入もできる大西製粉ホームページ

そば店との取引では、県内や関東エリアは競合の製粉会社も多く、どうしても価格競争に陥りがち。そこで大西社長は、九州、四国、神戸など、そばの産地でなく製粉業者もいない地域をターゲットに、ネットでの問い合わせに答えるかたちで自ら商談に全国を飛び回ります。この営業スタイルが功を奏し、県外への販売シェアが高まっています。

さらに同社ではものづくり補助金を活用し、丸抜きの「そばの実」をつくる機械を導入。自家製粉にこだわるそば店向けにそばの実を販売する、ニッチなビジネスにも手応えを感じています。

「こだわりのそば店にはそば粉ではなく、そばの実を納入し、石臼挽きで自家製粉してもらおう。そんなビジネスをしているのはうちだけで、競合がありません。今後、そば店向けにはそばの実を売るビジネスに切り換えていきたいと考えています」

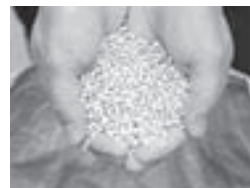


ネット販売の梱包作業

流通はどんどん変わっていくので、従来と同じビジネスをしてはだめ、という大西社長。今後は地元農家と連携し、積極的に農商工連携を図っていこうと考えています。



「丸抜き」そばの実の製造機械



そばの実



有限会社 大西製粉

代表者 代表取締役社長 大西 響
創業 1892（明治25）年
資本金 350万円
本社 小諸市甲1581-3

TEL0267-22-0585 FAX0267-22-1780

事業内容 そば粉の製造、販売

ホームページ <http://www.konaya.jp/>



How To 労務管理



特定社会保険労務士

中村 光子 氏



平成27年度の雇用助成金の概要①

社員を採用したり、人材育成をしたりする際に、助成金を活用できるケースがあります。今回から3回に分けて、雇用に関する助成金の概要について説明します。ただ、厚生労働省管轄の助成金だけでも約50コースほどありますので、その中から活用場面別に比較的使いやすいものを紹介します。

今回は、「職場環境の改善」と「健康診断」に関して活用できる助成金です。

活用場面	助成金の名称	内容・助成額等（活用の際は、詳細を必ず確認下さい）												
職場環境の改善	①職場定着支援助成金（個別企業助成コース）	<p>①重点分野関連（医療福祉・情報通信・建設業等）の事業主が、社員の定着につながる下記制度を新たに社内規則等に規定し、運用した場合に活用できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成内容</th> <th>制度導入助成額</th> <th>目標達成助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①評価・処遇制度</td> <td>10万円</td> <td rowspan="4">計画期間終了から1年経過後の離職率が一定以下なら60万円支給。</td> </tr> <tr> <td>②研修制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>③健康づくり制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>④メンター制度</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	助成内容	制度導入助成額	目標達成助成額	①評価・処遇制度	10万円	計画期間終了から1年経過後の離職率が一定以下なら60万円支給。	②研修制度	10万円	③健康づくり制度	10万円	④メンター制度	10万円
	助成内容	制度導入助成額	目標達成助成額											
①評価・処遇制度	10万円	計画期間終了から1年経過後の離職率が一定以下なら60万円支給。												
②研修制度	10万円													
③健康づくり制度	10万円													
④メンター制度	10万円													
	②職場意識改善助成金（職場環境改善コース）	<p>②雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下かつ、月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲のある中小企業事業主が活用できる。※経費助成となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標の設定</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①年次有給休暇の取得を年間平均で4日以上増加させる。</td> <td rowspan="3">①両方達成の場合 経費の3/4（上限額100万円） ②どちらかを達成の場合 経費の5/8（上限額83万円） ③どちらも未達成の場合 経費の1/2（上限額67万円）</td> </tr> <tr> <td>②残業時間数を月間平均5時間以上削減する。</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目標の設定	補助率	①年次有給休暇の取得を年間平均で4日以上増加させる。	①両方達成の場合 経費の3/4（上限額100万円） ②どちらかを達成の場合 経費の5/8（上限額83万円） ③どちらも未達成の場合 経費の1/2（上限額67万円）	②残業時間数を月間平均5時間以上削減する。							
目標の設定	補助率													
①年次有給休暇の取得を年間平均で4日以上増加させる。	①両方達成の場合 経費の3/4（上限額100万円） ②どちらかを達成の場合 経費の5/8（上限額83万円） ③どちらも未達成の場合 経費の1/2（上限額67万円）													
②残業時間数を月間平均5時間以上削減する。														
健康診断	①キャリアアップ助成金（健康管理コース）	①短時間の有期契約労働者等（雇用保険被保険者）を対象に定期健康診断などの「法定外の健康診断制度」を社内規則等に規定し、述べ4人以上に実施した場合に活用できる。助成額は40万円。												
	②職場定着支援助成金（健康づくりコース）	②正社員を対象に人間ドックなどの「法定外の健康診断制度」を社内規則等に規定し、1人以上に実施した場合に活用できる。助成額は10万円。1年後、離職率が一定以下なら60万円を支給。												

助成金は、①労働保険（社会保険）に加入していない、②最近社員を解雇した、③労働保険料など滞納している、④時給が最低賃金を下回っている、⑤残業代はつけていない、等といったケースでは申請が難しいですので、日ごろから適正な労務管理を行う必要があります。

設備応援みらい保証について

平成26年12月1日より「設備応援みらい保証」の取扱いを開始しました。
「みらい」へ向けて設備投資を行う中小企業者を応援します！

設備応援みらい保証の概要					
ご利用いただける方	業歴2年以上で、かつ2期以上の確定申告を行い、次のいずれかの要件を満たす方 ① 最近2期の決算において、連続して経常利益（法人）または申告所得（個人）を計上している方 ② 最近2期のいずれかの決算において、経常利益（法人）または申告所得（個人）を計上し、かつ、債務超過でない方 ③ 上記のほか、金融機関等の支援を受けて策定した事業計画に基づき設備投資を行う方				
保証限度額	2億8,000万円以内（一般保証の範囲内での取扱いとなります）				
対象資金	・設備資金 ・設備導入に附帯する運転資金を含む運転設備資金				
保証期間	・無担保 15年以内 ・有担保 20年以内（ただし、建物のみを担保とする場合は15年以内） ・据置期間 1年以内（特別な理由がある場合は3年以内）				
返済方法	分割返済（ただし、期間1年以内の場合は一括返済可）				
信用保証料	年0.35%～1.80% ※通常より0.1%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です				
貸付利率	金融機関所定の利率				
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要				
担保	必要に応じて提供していただきます				
添付書類	<p>所定の申込資料の他、金融機関等の支援を受けて策定した事業計画書（設備投資にかかる収支計画書等）の添付が必要となります</p> <table border="1"> <tr> <td>ご利用いただける方 ①または②に該当する方</td> <td>必要に応じて、添付をお願いします</td> </tr> <tr> <td>ご利用いただける方 ③に該当する方</td> <td>添付が必要となります</td> </tr> </table> <p>※書式は、金融機関所定のものをご利用いただけるほか、当協会ホームページ（お客様用書式ダウンロードページ）にも参考例を掲載しています</p>	ご利用いただける方 ①または②に該当する方	必要に応じて、添付をお願いします	ご利用いただける方 ③に該当する方	添付が必要となります
ご利用いただける方 ①または②に該当する方	必要に応じて、添付をお願いします				
ご利用いただける方 ③に該当する方	添付が必要となります				

※信用保証料（通常より低い保証料率でご利用いただける制度となっております）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
設備応援みらい保証	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

「正社員雇用拡大」への 協力要請がありました

平成27年7月15日、岡崎直人長野労働局長、山本智章長野県雇用・就業支援担当部長が本会を訪問され、「正社員雇用拡大」への協力要請を佐々木専務理事に手渡されました。

本県の有効求人倍率は本年1月以降5ヶ月連続して1.2倍を超え、着実に改善が進んでいる状況ですが、本年5月の新規求人に対する正社員求人割合は35.1%と、全国平均の41.4%を大きく下回る状況となっています。

長野労働局と長野県は、本年3月に締結した雇用対策協定の事業計画で「非正規雇用労働者の正社員転換促進」を重点事項として取り組むこととして、8月末まで「正社員実現キャンペーン」を実施しています。

またあわせて、岡崎局長から「平成28年3月新規高等学校卒業者の採用枠拡大に係る協力要請」がありました。

会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。



ながの共済
傷害共済



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

継続は
85歳まで!

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル ナレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいた会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

ふるさと長野就職面接会 参加事業所を募集！

参加
無料

若年人材を地域中小企業・小規模事業者の戦力に。合同就職面接会に参加して人材を確保しましょう。

対象者	平成28年3月県内外の大学・短大・高専・専門学校卒業予定者（卒業後概ね3年以内の既卒者）及び概ね40歳未満の若年求職者
松本会場	日時 平成27年9月16日（水） 13:00～16:30 場所 ホテルブエナビスタ
長野会場	日時 平成27年9月17日（木） 13:00～16:30 場所 ホテルメトロポリタン長野
主催	長野県中小企業団体中央会
後援	長野労働局・ハローワーク

- 応募資格 平成28年4月採用予定がある長野県中小企業団体中央会の会員中小企業で長野県内に就業場所があり、最寄りのハローワークに当該職種の求人票を提出済みのこと
- 募集数 両会場とも70事業所（両会場参加も可。両会場とも既に第1次募集済みですので、残りの枠内で募集致します）
- 参加費 無料
- 募集期限 平成27年8月21日（金）（先着順に受付）
- 申込み方法

参加申込書をホームページ [長野県中央会 人材](#) [検索](#) からダウンロードして、必要事項をご記入の上、メール・FAX等でお送りください。



長野会場（H26.9.16火）



松本会場（H26.9.18木）

- 申し込み／問い合わせ先 長野県中小企業団体中央会 人材確保等支援事業係
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F
TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp

熱中症を防ぐために！

～事業場の皆様に取り組んでいただきたいこと～

去年は、長野県内で仕事に熱中症により休業（4日以上）した労働者数は4人でした。これから暑さの本番を迎え、昨年同様に熱中症の発生が懸念されますので、各職場におかれましては、熱中症を予防するために、次の対策を講じましょう。

1 作業環境管理

- WBGT値^(※1)が、WBGT基準値^(※2)を超える（おそれのある）作業場所（→以下、「高温多湿作業場所」といいます。）においては、「熱を遮る遮へい物」、「直射日光・照り返しを遮ることができる簡単な屋根」、「通風・冷房の設備」の設置などに努めてください。
- 高温多湿作業場所の近くに、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。
- 高温多湿作業場所やその近くに、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水（スポーツドリンク）等の備え付けなどを行うよう努めてください。

2 作業管理

- 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。
- 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。
- 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導してください。また、摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。
- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット）などを着用させてください。
- 高温多湿作業場所での作業中は、巡視を頻繁に行

い、作業者が定期的に水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が現れた場合においては、速やかに作業の中断などの必要な措置を講じてください。

3 健康管理

- 健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底してください。
- 睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認してください。
- 休憩場所などに、体温計や体重計などを備えることで、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状況を確認できるように努めてください。

4 労働衛生教育

- 作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行ってください。（1）熱中症の症状（2）熱中症の予防方法（3）緊急時の救急処置（4）熱中症の事例

5 緊急措置

- あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知してください。

※1：WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature）値＝暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値。環境省のホームページ（環境省熱中症予防情報サイト）において、当日から2日後までの地域ごとのWBGT予測値が暑さ指数として発表されています。

※2：日本工業規格Z8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。（詳細については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。）

〈お問い合わせ先〉

長野労働局労働基準部健康安全課

TEL 026-223-0554

ご存じですか？

長野県中央会の共済制度



ビジネス Jネクスト

(業務災害補償保険)

事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバーする保険です。長野県中小企業団体中央会のスケールメリットを活かした保険料でご加入できます。

※ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

※ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)
取扱代理店 三井生命保険株式会社

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



特退共

(特定退職金共済制度)

従業員さまの定着が図れ、全額損金計上で安定した退職金準備ができる共済制度です。

生命保険

『長野県中央会団体扱*で、月払契約の場合、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも個人契約の保険料が割安になります!』

*長野県中央会団体扱とは、長野県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社に払い込む取り扱いのことです。
※一部対象とならない商品・ご契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※ 記載の内容は、平成27年4月現在の税制等に基づくお取り扱いで、今後変更となる可能性があります。

※ 詳しくは、「商品/パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程」を必ずご覧ください。

お問い合わせ・ご案内を
最寄の三井生命で承っております。

	営業部	住所	電話番号
北信	長野	〒380-0824 長野市南石堂町1282-16	026-226-2820
	松本	〒390-0811 松本市中央1-21-8	0263-35-8519
中信	あづみ野	〒399-8302 安曇野市穂高北穂高2865-2	0263-84-0256
	上田	〒386-0023 上田市中央西1-14-26	0268-24-2755
東信	東御	〒389-0517 東御市県135-1	0268-64-5413
	佐久	〒385-0043 佐久市取出町561	0267-62-0358
南信	飯田	〒395-0086 飯田市東和町2-33-5	0265-24-4980
	諏訪	〒392-0012 諏訪市四賀赤沼1730-1	0266-52-1356

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8

TEL : 0263-34-3585

B-27-1124 (H27. 4) 使用期限H28. 3 三井-KB-27-75

地域の未来を 中小企業とともに。



\\ 話せるパートナー \\

商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利
(元本保証)

1年、2年、3年から
期間が選べる

\\ 安心、確実、お得に増やす \\

定期預金

マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。
お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11

TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6

TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル 1F

TEL:0263-35-6211



人を思う。未来を思う。

商工中金

中小企業団体全国大会

団結は力 見せよう組合の底力!

～組合でひろがる中小企業の発展～



「団結は力 見せよう組合の底力! ～組合でひろがる中小企業の発展～」をテーマに、11月20日(金)第67回中小企業団体全国大会が沖縄コンベンションセンターで開催されます。

第67回中小企業団体全国大会

1. 日時 平成27年11月20日(金) 午後1時～4時30分
2. 場所 沖縄コンベンションセンター
3. 主催 全国中小企業団体中央会・沖縄県中小企業団体中央会
4. 来賓 関係大臣、政党代表、中央関係機関の長、県内関係機関の長
5. 大会内容 **【第1部】**
表彰式(優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者)
【第2部】
祝辞
議事(議案審議・意見発表・決議)
大会宣言

参加申し込み方法

各事務所にて参加を募っております。行程等の詳細は下記事務所までお尋ねください。

- ・本部開発課 (長野・北信支部) TEL: 026-228-1171
- ・東信事務所 (上小・佐久支部) TEL: 0268-24-1788
- ・中信事務所 (松本・大北・木曾支部) TEL: 0263-32-0477
- ・南信事務所 (諏訪・上伊那・下伊那支部) TEL: 0266-78-4030



☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも**退職金制度!**
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。
掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから**管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。**
【お問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

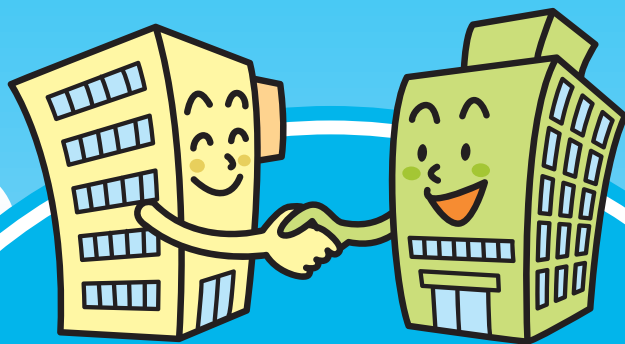
MONTHLY REPORT

2015

8

No.465

第465号 平成27年8月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社



企業間の 人材マッチングを 支援しています。

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、
全国ネットを通じて、人材の確保、
従業員の再就職支援に
努めています。

全国ネットの人材情報

企業間の出向・移籍のお手伝いを47都道府県の事務所で行っています。

確かな実績と信頼

昭和62年に経済・産業
団体と国の協力で設立さ
れた公益財団法人です。

幅広いデータベース

ハローワークや経済団体
などと連携し豊富な人材
情報を提供しています。

相談等の費用は無料

情報の提供、相談、あっせ
んについての費用はかか
りません。

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用

検索

出向・移籍の専門機関／ご利用時間 9:00~17:00(土日祝は休業)

 **公益財団法人 産業雇用安定センター**

長野事務所 〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階

☎ 026-229-0555